

平成28年2月3日

答申第671号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、当該視聴者が以前「開示の求め」を行って開示された文書「25年度決算で簿外処理した受信料収入金額および未収受信料の額」について、「NHK情報公開規程に従わない取扱いを正当化する解釈指針やその根拠などが分かる文書」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在せず開示することができないとした。

なお、当該視聴者に対し以前開示した『25年度決算で処理した未収期間1年以上の債権の総額』を記した文書は、当該視聴者の請求趣旨に該当する文書であると考えて開示したことを補足説明した。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在しないため、開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成28年2月3日（第233回審議委員会）

第686号諮問、審議、答申